

★あなたの気づき、勇気ある通報が子ども達、 子育てに悩んでいる保護者への支援につながります★

【児童虐待の防止等に関する法律 第6条】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

児童虐待の通告は、法律で課せられた国民の義務です。

通告とは、役場や福祉事務所、児童相談所に「念のため調査してください」と連絡することです。

①子どもの泣き声が気になる、②不自然な痣^{あざ}がある子や養育放棄されている子がいる、③子育てに疲れ、養育困難な親や養育者がいる、といった場合は下記機関へご連絡をお願いします。

※万が一、通報が間違いであったとしても、それにより責任が問われることはありません。

★嘉手納町役場 子ども家庭課 児童福祉係 ☎ 956-1111 (内線121)

★沖縄県コザ児童相談所 ☎ 937-0859

★児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189 または ☎ 0570-064-000

★おきなわ子ども虐待ホットライン ☎ 886-2900

《月～金/17:30～翌8:30、土日・祝祭日/終日受付》

★嘉手納警察署 ☎ 956-0110

◆現場を見ていなくても、匿名でもかまいません（お名前と連絡先を知らせていただくと、よりの確な対応に結びつきます）。

◆通告者の秘密は守られます。

◆心配なこと、気づいたこと、知り得た事実などを、できるだけ詳しく知らせることで、適切な対応につながります！！

※緊急性が高いと思われる場合や、こんな時はすぐに**110番**へ！！

○夜遅くに、幼児が一人で外にいる

○異常などなり声や叫び声、物音、激しい泣き声が聞こえてくる

○子どもがひどいケガをしている



子育ては常に楽しいことばかりではなく、つらくて、大変なこともあります。子育てのストレスが、時に子どもへの虐待の引き金となることもあります。子育てに悩んだときは、ひとりで抱え込まず、周囲の人に相談してください。あなたの子育てを見守り、応援しています。